

文化庁の博物館施策について

2026年7月10日

文化庁 参事官（文化拠点担当）・博物館振興室長

笈田 雅樹

本日の流れ

1. 新たな博物館法制度が目指すもの
2. 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正について
3. 令和8年度博物館関連施策について

1. 新たな博物館法制度が目指すもの

令和4年4月 博物館法改正

博物館の事業の見直し

基本的機能 資料の収集・保管、展示・教育、調査研究

追加

※博物館に求められる機能の多様化・高度化への対応

- 博物館資料の**デジタルアーカイブ**の作成・公開
- 博物館相互の**連携**や**地域・社会課題対応** 等

博物館登録制度の見直し

外形的基準 資料、学芸員、施設・設備、開館日数 等

追加

- **活動の質**について実質的な審査を行う。
- 有識者による助言を必須とする。 等

登録博物館(972館)

設置者:あらゆる法人(国と独法を除く)

要件:①都道府県教育委員会等が定める基準を満たす。

②年間150日以上の開館

③学芸員の配置

指定施設(374館)

設置者:限定なし

要件:①登録に準じた基準を満たす。

②年間100日以上の開館

③学芸員相当職員の配置

法律外の施設(博物館類似施設)(4426館)

定義:博物館と同種の事業を行い、博物館法第31条に規定する指定施設と同等以上の規模の施設

活動・体制を充実して登録を目指す流れ

法的な位置づけがある

法的な
位置づけが無い
5

利用者からみた登録博物館

基準を満たした
登録博物館



※基本的な博物館活動が行われていれば満たせる程度の基準
＝「ミニмумスタンダード」

登録の基準

- ・ 資料の収集、保管、展示、調査研究の体制がある
- ・ 学習機会の提供と教育活動を行う体制がある
- ・ 館長・学芸員その他の職員が配置されている
- ・ 必要な施設・設備が整備されている
- ・ 一般に広く開かれている

安心・信頼

- 鑑賞** 質の高い展示・多様な利用者への配慮
- 参加** 充実した体験・教育プログラム、創造的活動への支援、参加
- 学習** 専門家による確実な資料と情報
- 寄付** 持続的な事業活動
- 寄贈・寄託** 安定的な資料の管理を可能にする施設と体制



再登録申請について

登録博物館数 972館

うち、新法による再登録済の館

309館

みなし登録博物館

663館



令和10年3月31日までに、再登録が必要

登録申請にあたってのご不明点等は都道府県・政令市の博物館所管部署又は、今年度登録制度の推進を委託しております日本博物館協会までご相談ください。

2. 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正について(令和8年3月31日公布)

「望ましい基準」の位置づけ

国会

法

博物館法（2022年4月改正・公布）

政令（内閣）「博物館法施行令」

省令

博物館法施行規則（2023年2月改正・公布）

文部科学大臣

告示

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

文部科学大臣

通知・事務連絡

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

第六条 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、**博物館資料をできる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に継承することが重要**であることに鑑み、基本的運営方針を踏まえ、資料の所在等の調査研究及び資料に係る学術研究の状況並びに資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとする。その際、保管のための施設及び設備の確保に係る長期的な見通しに立ち、所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めるものとする。

2 博物館は、**博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け**、当該博物館における博物館資料の**収集及び管理の方針を踏まえ**、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、**博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努める**ものとする。その際、**博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合**には、**多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行う**とともに、**特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。**

博物館の設置及び運営上の望ましい基準



文化庁は資料の廃棄を進めたい
のではないか？

本改正の趣旨は、廃棄を推し
進めるものではありません！

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

第1条

「**博物館資料が**わが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な**貴重な財産**であり、かつ、**後代の国民に継承**することが**将来の文化の向上発展の基礎**をなすものであることを認識」

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

第6条第1項

「**博物館資料**をできる限り良好かつ安全な状態で**将来の世代に継承することが重要**であることに鑑み」

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

第6条第2項

博物館は、**博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用**に向け、**当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ**、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。（次頁に続く）

→ **安易な廃棄に歯止めをかけるための第一段階**

個別の博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえること

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

（前頁から続き）

その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、**多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保**して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、

→ **安易な廃棄に歯止めをかけるための第二段階**

多様な関係者の意見を聴き、手続の透明性を確保すること

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

（前頁から続き）

特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。

→ 安易な廃棄に歯止めをかけるための**第三段階**

資料の交換、譲渡、返却等といった他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うこと

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

- ① 個別の博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえること
- ② 多様な関係者の意見を聴き、手続の透明性を確保すること
- ③ 資料の交換、譲渡、返却等といった他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行う

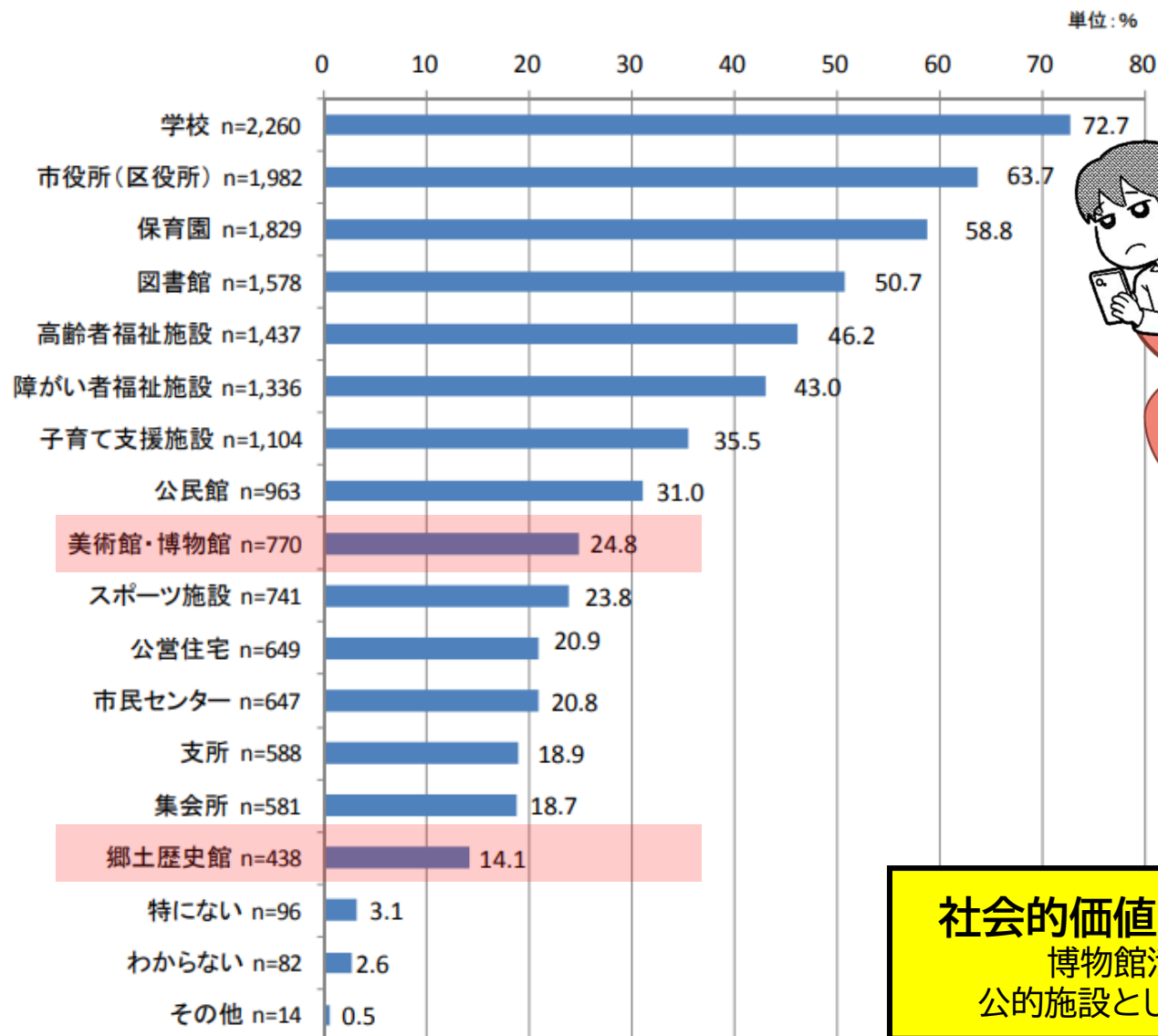
三段階に渡って定めることにより

安易な廃棄に歯止めをかける規定

3. 令和8年度博物館関連施策について

Q 4 今後も残すべき公共施設

「厳しい自治体の財政状況の中、あなたが「今後も公共施設として優先的に残すべき」と思う施設



社会的価値・経済的価値の発信が必要！

博物館活動と資料の教育・文化的価値
公的施設として地域へ提供する便益や波及効果

新たな博物館法制度が目指す「博物館の機能強化」のための好循環

博物館の
活動の充実

博物館の多様
な価値の創出



博物館の
経営基盤強化

博物館に対する
評価の向上

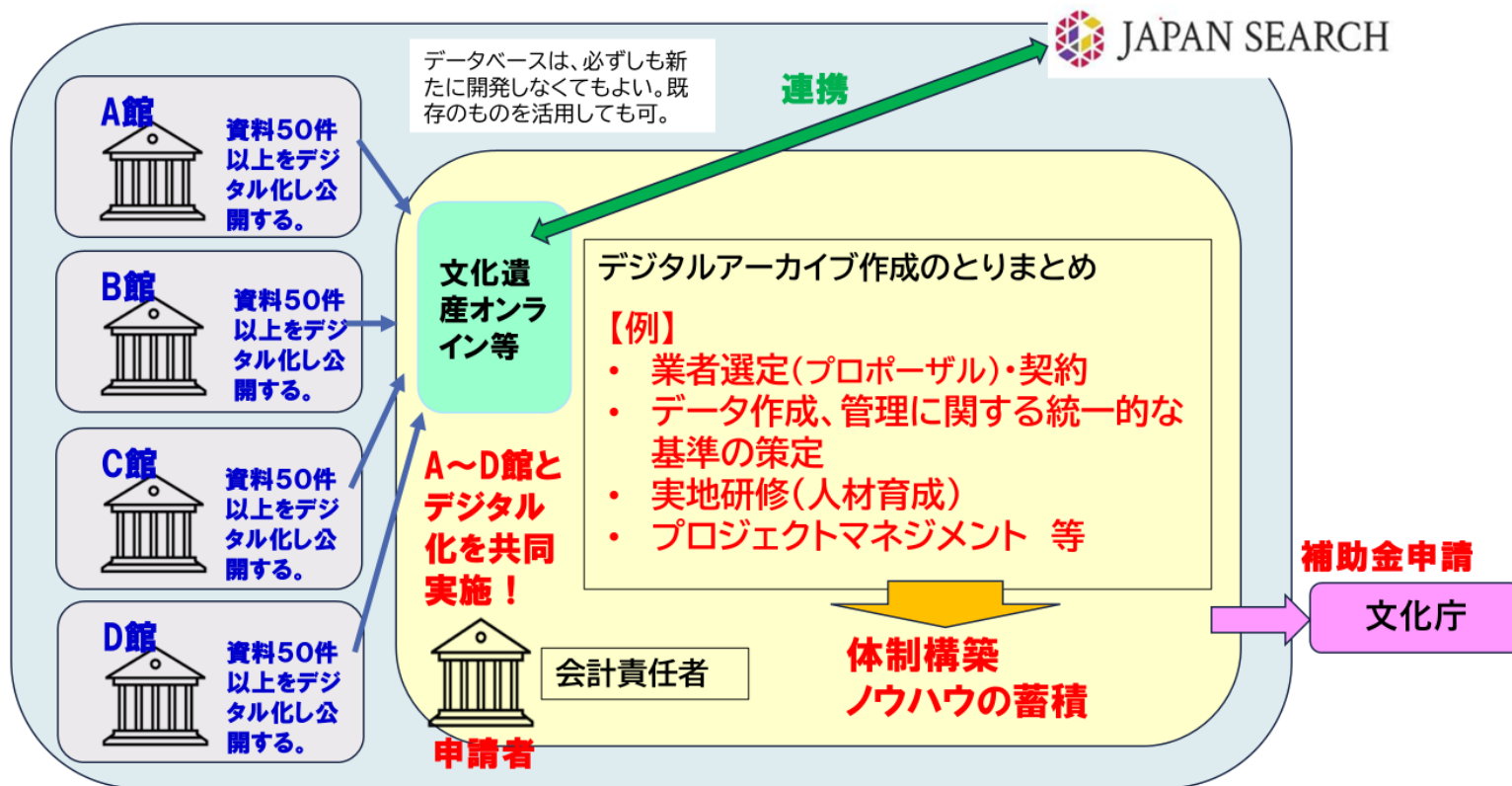
これから募集のある文化庁事業のご紹介

- **博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進体制構築事業（補助事業）**
- **経営課題対応支援事業（補助事業）**
- **「ふらっと博物館めぐり」（実証事業）**
- **専門的人材派遣【7月中募集予定】**
- **文化をつなぐミュージアム研修【9月】**
- **ミュージアムトップマネジメント研修【2月】**
- **ミュージアム・パブリックリレーションズ研修【12月】**

博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進体制構築事業

デジタル化への第一歩を支援

人員・資金・ノウハウが不足している博物館が、中核となる博物館や、自治体、文化財団、博物館団体等と共同して、デジタル化への着手を支援【1000万円上限・定額】 ※3館連携は600万円、4館連携は800万円



ファンドレイジングとは

× ただの資金集めではありません。

博物館の社会的価値や、自分たちが行っている事業について発信して、それを**応援してくれる、共に行う仲間を集める**ことがファンドレイジングの**本質**

皆さんの博物館にはたくさんの魅力や価値があります。

自分の館の価値や魅力について、関心を持ってもらい、理解してもらい、共感してもらえ
るような発信をできているでしょうか？

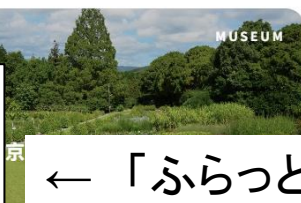
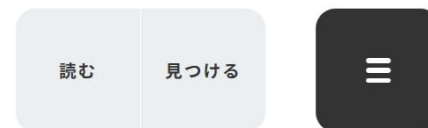
経営課題対応支援事業

- 企業版ふるさと納税をやってみたい。
- クラウドファンディングをやってみたい。
- 協賛金を集めるため、企業回りをしたいがノウハウがない。
- 地域の先進館の取組を研修等で地域に広めたいのプログラムの開発したりガイドブックの構成を検討したい。
- 事業の収益化を検討したい。

こういったご要望に伴走するファンドレイザー等の専門的人材を登用する経費の一部を支援します。

【1000万円上限 補助率3分の2】 24

WEB実証サイト「ふらっと博物館めぐり」



← 「ふらっと博物館めぐり」へは
こちらからアクセス



ご清聴ありがとうございました。

【ご参考】以下の資料やWEBサイトもぜひご覧ください！

- [いきいきミュージアム](#)

文化庁の広報誌「ぶんかる」で連載の「いきいきミュージアム」では、全国の博物館の意欲的な取り組みを紹介しています。令和8年5月号で第103回。これからも様々な取組を紹介していきます。



- [ミュージアムDX実践ガイド](#)

デジタルアーカイブをこれから始める方向けに、機材の選び方やデータ作成、公開方法などについて、実務的な疑問に答える形で整理されています。仕様書例や、省コストで持続性のあるデジタルアーカイブの構築もコラムとして紹介されていますので、事業実施の参考としてご活用ください。



- [博物館への寄付ポータル：未来を創る仲間づくり！](#)

クラウドファンディング等、寄附を募る際には、こちらのサイトに情報を掲載することで、認知や発信力の拡大が期待できます。詳しくは(公財)日本博物館協会までお問い合わせください。



参考資料集

現状・課題

【現状】

● 博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- ・社会教育施設として、資料の
①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究
を行う機関
- ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- ・学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等

【課題】

● 設置形態の多様化

- ・約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
- ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

新たな制度における博物館の類型

登録博物館 (972館)

定 義：博物館法に基づき都道府県・指定都市から登録を受けた博物館
設置者：あらゆる法人（国と独法を除く）
要 件：①資料の収集・保管・展示・調査研究の体制が都道府県教育委員会が定める基準（以下「基準」）に適合すること
②学芸員その他の職員の配置が基準に適合すること
③施設・設備が基準に適合すること ④年間150日以上開館すること
設置者は定期的に都道府県・指定都市に報告
登録の際はインターネットで公表

指定施設 (374館)

定 義：博物館法に基づき都道府県・指定都市又は国から指定を受けた施設
設置者：限定なし（国又は独法が設置するものは国が指定）
要 件：登録に準じた要件（学芸員に相当する職員、年間100日開館）
指定の際はインターネットで公表

法律外の施設 (博物館類似施設) (4426館)

定 義：博物館と同種の事業を行い、博物館法第31条に規定する指定施設と同等以上の規模の施設
設置者：限定なし
要 件：なし

活動・体制を充実して登録を目指す流れ

法的な位置づけがある

法的な位置づけが無い

博物館の登録要件（参酌基準）

博物館法 第13条

第1項第1号

法人であること

- ・ 経済的基礎、役員の社会的信望等

第1項第2号

登録取り消しから二年を経過しない者でないこと

第1項第3号

博物館事業を行うために必要な体制

第1項第4号

学芸員その他の職員の配置

第1項第5号

施設及び設備

第1項第6号

年150日以上の開館

博物館法施行規則 第19条

博物館の体制に関する基準

- ・ 基本的運営方針の策定と公表
- ・ 公益性をもった運営体制の整備
- ・ 資料の収集管理方針の策定
- ・ 資料を体系的に収集する体制の整備
- ・ 目録を作成し、管理・活用する体制の整備
- ・ 資料の展示体制の整備
- ・ 資料の調査研究体制の整備
- ・ 学習機会を提供し、教育活動を行う体制の整備
- ・ 職員の研修機会の確保

博物館法施行規則 第20条

博物館の職員に関する基準

- ・ 館長の配置
- ・ 学芸員の配置
- ・ 運営に必要な職員の配置

博物館法施行規則 第21条

博物館の施設及び設備に関する基準

- ・ 資料の収集、保管、展示、調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設・設備の整備
- ・ 防災・防犯に必要な施設・設備の整備
- ・ 利用者の安全・利便性の確保に必要な配慮
- ・ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮

令和8年5月31日時点 501件（新規登録博物館
+新規指定施設）

新規登録博物館

新規登録館 141件

天童市美術館、明石市立天文科学館、別府大学附属博物館、大分香りの博物館、周南市徳山動物園、松山市坂の上の雲ミュージアム、鶴岡市立加茂水族館 など

再登録館 309件

中富記念くすり博物館、北澤美術館、神戸市立博物館、博物館明治村、豊橋市美術博物館、半田市立博物館、小さな絵本美術館 八ヶ岳小さな絵本美術館（分館）、佐倉市立美術館、塚本美術館、桂浜水族館、桑山美術館、昭和美術館、名古屋市美術館、徳川美術館、和歌山県立紀伊風土記の丘、田原市博物館、香川県立ミュージアム、公益財団法人二階堂美術館、公益財団法人平野美術館、札幌市青少年科学館、公益財団法人秋水美術館、熊本博物館 など

新規指定施設

新規及び再指定館 51件
広重美術館 など

改正博物館法（2023年4月1日施行）により、旧法で登録されていた博物館は、2028年（令和10年）3月31日まで「みなし登録博物館」として猶予期間が設けられています。この5年間の期間内に、改正法に基づく再登録申請が必要です。

令和6年度社会教育調査中間報告における登録博物館数は972館である一方、新法による再登録館は309館（令和8年5月31日時点）です。

⇒663館は猶予期間内に改正法に基づく再登録が必要となります。

登録申請にあたってのご不明点等は都道府県・政令市の博物館所管部署もしくは文化庁までご相談ください。

背景

- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「本告示」という。）は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第8条に基づき、**博物館の健全な発達を図るために、文部科学大臣が策定・公表する基準**である。
- この度、「**博物館法の一部を改正する法律**」（令和4年法律第24号。以下「改正法」という。）による法の目的や博物館の事業に関する改正、博物館登録制度の変更等や、改正法に係る附帯決議、**文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループでの審議等を踏まえ、本告示について所要の改正**を行うこととする。
- なお、今回、本告示について、ほぼ全ての条について実質的な内容の改正を行うことになり、かつ、相当程度の規定の追加・削除が生じるなど、現行の告示の構成を大幅に変更する部分があることから、**全部改正**とする。

主な内容

①改正法に伴う規定の見直し

- ・デジタルアーカイブに係る規定の整備
- ・文化施設としての役割に係る規定の整備
- ・地域のまちづくりや産業の活性化等の地域課題への対処に係る規定の追加

②その他社会情勢の変化に伴う規定の見直し

- ・博物館の設置者の努力義務に係る規定の追加
- ・博物館の経営に係る規定の追加
- ・博物館資料の収集及び管理等に係る規定の充実
- ・多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等に係る規定の整備
- ・利用者及び地域住民等の創造的活動への支援に係る規定の整備
- ・博物館資料についての多言語による情報提供に係る規定の整備
- ・館長及び学芸員等の配置に係る規定の充実
- ・博物館における人材の養成に係る規定の整備
- ・博物館の施設及び設備に係る規定の充実
- ・博物館における危機管理等に係る規定の充実
- ・「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の廃止

スケジュール

- 令和7年2月～ 文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループにおける検討（これまでに下記も含めて計8回開催）
- 令和7年8月19日 博物館ワーキンググループ（第2期第5回）で改正案を議論
- 令和7年9月2日 文化施設部会（第2期第3回）で改正案を議論
- 令和7年11月25日～令和8年1月4日 パブリック・コメント
- 令和8年2月24日 博物館ワーキンググループ（第2期第6回）でパブリック・コメントを踏まえた修正案を議論
- 令和8年3月31日 公布**

博物館機能強化推進事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

361百万円
369百万円)



背景・課題

令和5年4月改正の博物館法により、博物館資料のデジタル・アーカイブ化などの新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。

※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業 250百万円

① Museum DXの推進 43百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：i) デジタルアーカイブ推進体制構築型 30百万円【補助率：定額】

ii) 博物館DX推進型 13百万円【補助率：2/3】

② 社会課題対応と博物館の機能強化支援 171百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）や博物館の収益課題への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

- 件数・単価：i) 地域課題対応型 21百万円【補助率：初年度2/3、次年度以降1/2】

ii) ネットワーク型 37百万円【補助率：初年度2/3、次年度以降1/2】

iii) 経営課題対応型 100百万円【補助率：2/3】（新規）

iv) 民間博物館活用型 13百万円【補助率：2/3】

※委託事務費 36百万円（①②）

(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 111百万円

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

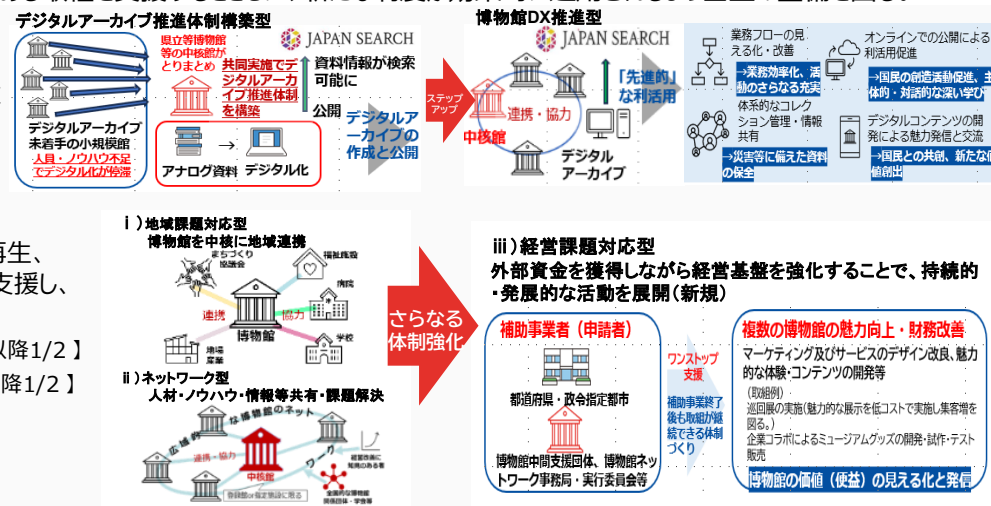
- 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×100百万円（登録博物館等のプロモーション）

ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備

1件×36百万円（博物館への専門人材派遣）

iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施

55百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修、在外派遣）



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和6年	令和7年	令和8年
28	29	34

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和6年	令和7年	令和8年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和8年頃）

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度70%）

中期（令和10年頃）

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

長期（令和15年頃）

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

担当：企画調整課

新制度施行を踏まえた体制強化等を目指す館への専門的人材派遣

目的

博物館の役割が多様化、高度化している現状において、その役割を果たすための技術や知識を持った人材が不足していることが課題となっていることから、学芸員等の資質向上を図るため、博物館の現場に各分野の専門的人材を派遣し、実証事業を通じ、博物館における新しい取り組みを進めるための多様な専門人材の確保と学芸員の質の向上を図る。

事業概要

・ デジタルアーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供

博物館におけるデジタルアーカイブの作成やDXに資するような整備、資料の価値や魅力を伝えるためのコンテンツ造成などに取り組む内容など

・ 展示や広報発信の改善を行うための支援、知識・技術の提供

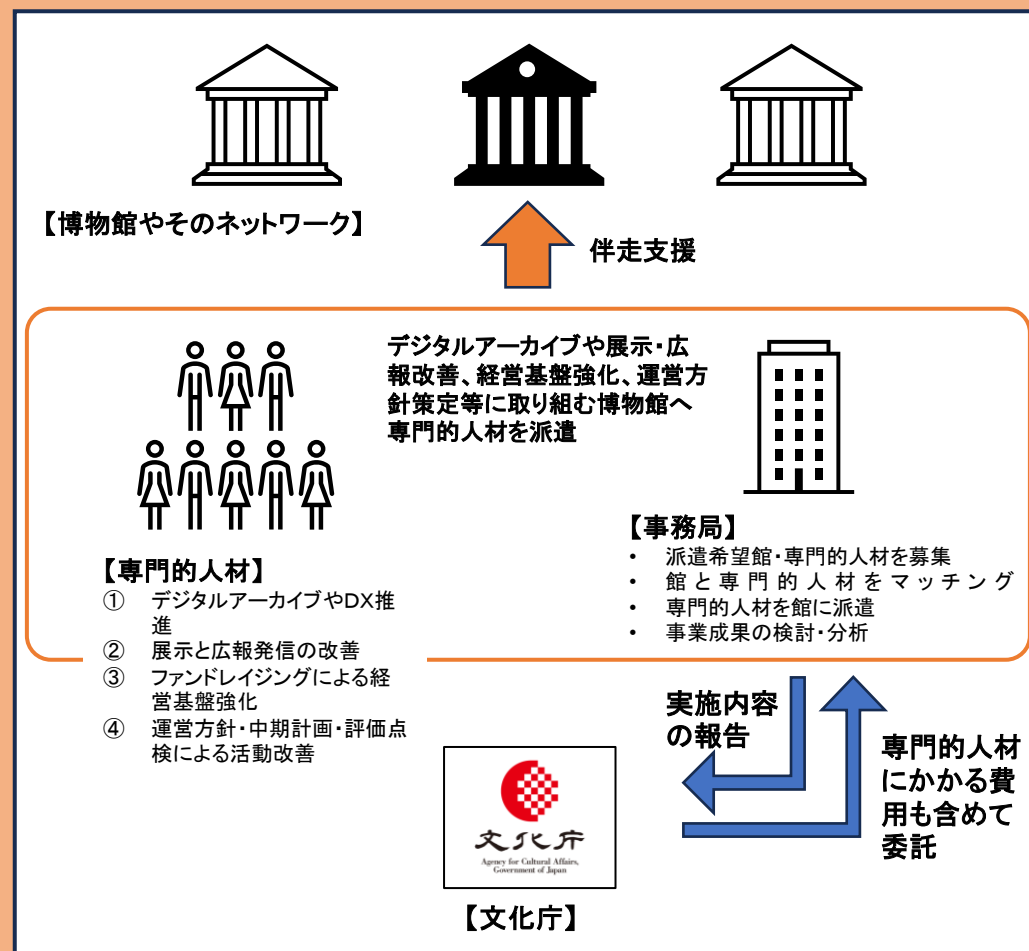
観光来訪者への対応や、これからの博物館に求められる社会的価値形成のための、楽しく理解を深めることができる展示や広報発信の改善を行う取組

・ ファンドレイジング活動支援、知識・技術の提供

多様な博物館支援を集め、博物館活動の充実に繋げるためのファンドレイジングの取組

・ 運営方針・中期計画・評価点検に関する知識・技術の提供

博物館の運営方針や中期計画の策定、事業成果の測定・可視化や、活動改善のための評価の導入及び実施に係る取組



ファンドレイジングを活用した挑戦～飛騨市文化財「茅葺き民家」を守る～

飛騨みやがわ考古民俗館（岐阜県飛騨市）

ふるさと納税を用いて茅葺き民家修復のための寄附を募ると同時に、支援者のデータ分析に取り組む。専門家のアドバイスのもと、徹底的な現状分析と施設の特徴に合った的確な施策を実施した結果、飛騨市や民俗館の魅力が全国に伝わり、事業開始前の約2倍（令和7年10月末時点）の寄附を集めることができた。

課題

- ・支援者の動機が不明瞭であり、継続的な支援が得られにくい。
- ・文化財保護という「見えない価値」への予算確保が困難。



専門家による伴走支援

- ・現状を丁寧に分析することによって、支援者の動機を言語化。
- ・これまでの支援者・寄付者のデータを統計的に活用することで「新たな気付き」を得ながら支援を募る。



成果

- ・効果的に支援を得られることに繋がり、2025年10月末時点で、前年比195%もの寄附獲得を達成。



変革

- ・小規模館ということもあり集金力が課題であると市の財政当局から指摘されていたが、現場の修復への熱意や資金獲得を試みる姿勢や工程が次第に評価されるように。
- ・予算編成に関して市の財政当局に前向きに検討されるようになり、今後のふるさと納税のメニューの充実についても市の財政当局をはじめとした庁内各局と前向きな協議へ。

博物館に関する学芸員等の研修体系

1年目→ 若手 5年目→ 中堅 10年目→ 中間管理職 20年目→ 館長クラス 30年目

文化庁が実施
マネジメント職
ガバナンス職

文化をつなぐミュージアム研修

- ・開催: 令和8年9月頃 2日間、オンラインで予定
- ・対象: 設置者・行政職員等、ミュージアムの地域課題解決や中長期的な将来構想に関係する者
- ・内容: 文化政策、デジタル化、広報、収入の多角化、発信と交流、ネットワーク等



ミュージアムトップマネジメント研修

- ・開催: 令和7年2月頃 3日間、西日本で予定
- ・対象: ミュージアムの館長・管理職
- ・内容: 法改正対応、マネジメント、事業評価・改善、経営基盤強化等

オペレーション職

ミュージアム・パブリックリレーションズ研修

- ・開催: 令和8年12月頃 4日間、東京都内で予定
- ・対象: ミュージアムの学芸員等専門職員
- ・内容: PR、地域交流、地域課題解決、経営基盤強化、デジタル化等

博物館法

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

参考資料

博物館の設置及び運営上の望ましい基準(新旧対照表)

博物館の設置及び運営上の望ましい基準（新旧対照表）

改正後		改正前	
（趣旨） 第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。 2 博物館は、博物館資料（法第二条第四項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）がわが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な貴重な財産であり、かつ、後代の国民に継承することが将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、この基準に基づき、その事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するとともに、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するよう努めるものとする。 （博物館の設置等） 第二条 博物館の設置者は、その設置する博物館の持続的で健全な運営を通して当該博物館の設置の目的及び使命を達成することができるよう、当該博物館の事業の実施、職員の確保及び処遇の改善、施設及び設備等の維持、充実及び活用等に必要な資金等の確保、条例、定款その他の規程の見直しその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 博物館の設置者は、その設置する博物館が次から第十七条までに掲げる事項を実施するに当たり、当該博物館に対する支援や協力その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 3 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。 4 市町村（特別区を含む。第十五条第一項及び第二項において同じ。）は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の地方公共団体等と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。 5 博物館を設置する地方公共団体が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定や、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第七十七号）第十六条の規定による公共施設等運営権の設定など、民間事業者との連携による施設の運営管理を行う場合には、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保並びに事業の水準の維持及び向上を図るのとができるよう、運営管理期間や実施体制、事業者の自主性と創意工夫に基づく取組を推進するための諸条件等について十分な検討を行い、民間事業者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。 （博物館の経営） 第三条 博物館は、その設置の目的及び使命を達成するため、当該博物館における博物館資料の収集、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を踏まえ、適切に資源を配分するとともに、当該博物館の活動の充実及び発展に向けた新たな支援や資金等の確保に努めるものとする。 2 博物館は、外部の専門性を有する者の知見も活用しつつ、当該博物館の利用者の拡大とその満足度の向上に努めるとともに、多様な支援者や協力者の拡大に努めるものとする。		（趣旨） 第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。 2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。 （博物館の設置等） 第二条 「項を加える。」 「項を加える。」 「1」 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。 2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。 3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。 「条を加える。」	

3 公立博物館（法第二十条第二項に規定する公立博物館をいう。）が、法第二十六条ただし書の規定に基づきその維持運営に必要な入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収する場合には、博物館の健全な発達を図りもつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するとの法の目的も踏まえ、一般公衆が利用しやすいように配慮するとともに、博物館資料の展示や説明等の工夫や様態に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定するものとする。

4 博物館は、基礎的な運営資金を確保した上で、寄附、会費等の外部資金の獲得や、施設利用料、広告収入、資産運用等の効果的な収益事業の推進等により、当該博物館の収入の多角化とその拡大を図るよう努めるものとする。

5 博物館は、国際的な状況や海外博物館の動向を踏まえ、国際的な視野に立った経営の改善に向けた工夫に努めるものとする。

（基本的運営方針及び計画）

4 博物館は、基本的運営方針の策定及び公表に当たっては、当該博物館の設置の目的及び使命を明確に示しかつ、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第七十条第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七十条第二項に規定する文化芸術の推進に関する計画等を踏まえるとともに、地域住民及び社会の要請に十分応えるものとなるよう留意するものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を実施するほか、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するために必要な法第三条各号に掲げる事業を適切に実施するよう努めるものとする。

3 博物館は、地域や社会の状況の変化に対応し、基本的運営方針の見直しを適切に行うよう努めるものとする。

4 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、複数事業年度にわたる中期計画及び事業年度ごとの事業計画を策定し、公表するとともに、その運営状況の評価に係る適切な指標を設定するよう努めるものとする。

「項を削る。」

（運営の状況に関する点検及び評価等）

5 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、前条第四項の中期計画及び事業計画の達成状況、当該博物館の活動の成果その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関し学識経験のある者、当該博物館の利用者及び支援者、地域住民その他の多様な関係者（第六条第二項において「多様な関係者」という。）による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットの利用その他の方法により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管等）

6 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、博物館資料をできる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に継承すること

（基本的運営方針及び事業計画）

3 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとの、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（運営の状況に関する点検及び評価等）

4 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関し学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

5 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に

が重要であることに鑑み、基本的運営方針を踏まえ、資料の所在等の調査研究及び資料に係る学術研究の状況並びに資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとする。その際、保管のための施設及び設備の確保に係る長期的な見通しに立ち、所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めるものとする。

2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。

3 博物館は、資料の収集若しくは保管が困難な場合、展示のために教育的配慮が必要な場合又は館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて当該資料を複製、模造若しくは模写した資料を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。

4 博物館は、博物館資料に係るデジタルアーカイブを作成することにより、その所蔵する博物館資料の安定的な保存、効率的な管理及び積極的な活用の促進に努めるものとする。その際、博物館資料の利用の拡大のため、外部のデータベース等との連携に努めるものとする。

5 博物館は、前二項の業務の実施に当たっては、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を十分に理解した上で、これを侵害することのないようにするものとする。

6 博物館は、博物館資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な情報（第八項において「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

7 博物館は、その所蔵する博物館資料の適切な管理のため、その来歴や展示の実績等を記録するとともに、環境の変化や虫菌害等による劣化やき損に対する予防措置、博物館資料の定期的な点検、補修及び更新等の適切な実施に努めるものとする。

〔項を削る。〕

8 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合その他の従前の事業を継続できない場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等の他の博物館への譲渡その他の方法により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。また、休止又は廃止に備え、他の博物館、公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設その他これらに類する施設、社会教育及び文化関係団体、関係行政機関、社会教育及び文化に関する事業を行う法人、民間事業者等（以下「他の博物館等」という。）との間における目録の共有その他の連携に努めるものとする。

（展示等）

第七条 「項を削る。」

博物館は、博物館資料の展示に当たっては、基本的運

係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

〔項を加える。〕

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該

「当方針を踏まえるとともに、利用者や地域住民等の視点に立ち、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者や地域住民等の関心を高め、当該博物館資料に関する知識を普及するとともに、博物館資料の価値やその収集、保管、調査研究の意義について利用者や地域住民等の理解を深めるよう、次に掲げる事項に留意するものとする。」

- 二 所蔵資料に加え、他の博物館等から借り受けた資料等を用いるとともに、博物館資料の特性に応じた展示を行うこと。
- 三 展示の効果を上げるため、図書、音声、映像、情報通信技術等を活用し、体験的な展示や双方向性のある展示を行うこと。
- 四 利用者の来館状況や利用者に対するアンケートの結果、利用者の行動の観察等に基づき、展示の改善を図ること。
- 五 常設の展示について、展示の水準の維持及び向上や資料保全等の観点から、必要に応じて内容の見直しや更新を行うこと。
- 六 特別の展示について、必要に応じて他の博物館等と連携し、合同展や巡回展等の展示を企画すること。
- 七 子供とその保護者、若者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者等、多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等を行うこと。
- 八 当該博物館への来館が困難な者に向け、その困難の内容及び程度に応じ、適切な方法による博物館資料の展示や解説等を行うこと。

（調査研究）

「第八条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、基本的運営方針に基づき、学術研究の進展や動向を踏まえ、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究、博物館資料の保管及び展示等の方法を関する技術的研究、博物館の活動の充実及び発展のための専門的な調査研究その他の調査研究の充実を図るよう努めるものとする。」

「二 前項の調査研究を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。」

- 一 資料の貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換等により、国内外の博物館や研究機関等との相互の連携を強化すること。
- 二 調査研究の成果を論文や報告書等により公表すること。
- 三 前号の成果を博物館資料の収集、保管及び展示等の活動に反映すること。
- 三 博物館は、当該博物館外の研究者又は他の研究機関等が行う調査研究について、当該博物館の利用その他の協力を求められた場合には、可能な限りその便宜を図るよう努めるものとする。」

（学習機会の提供及び創造的活動への支援）

「第九条 博物館は、利用者や地域住民等の学習活動及び創造的活動に資するため、次に掲げる業務を実施するよう努めるものとする。」

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料等に関する案内書、パンフレット、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらをインターネットの利用その他の方法により広く閲覧に供し、頒布すること。
- 二 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、体験活動その他の催しの開催及びその援助、公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設、学校、商業施設等における館外展示の実施等の方法により学習の機会を広く提供すること。
- 三 利用者や地域住民等に対し、博物館資料についての解説や講演会等の企画若しくは実施に係る業務の補助又は博物館資料の調査若しくは整理その他の活動の機会を広く提供すること。

「博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。」

- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 所蔵資料に加え、他の博物館等から借り受けた資料等を用いるとともに、博物館資料の特性に応じた展示を行うこと。
- 三 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」

（調査研究）

「第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。」

「二 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。」

「項を加える。」

（学習機会の提供等）

「第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。」

- 「号を加える。」
- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 「号を加える。」

四 デジタルアーカイブの公開や二次利用の条件を明示したオープンデータ化等により学習活動及び創造的活動等の環境を整備すること。

五 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。

六 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

2 博物館は、前項各号の業務を実施するに当たっては、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用が可能となるよう努めるものとする。

(情報発信、広報等)

第十条 博物館は、当該博物館の活動の価値及び魅力について広く一般公衆に共有を図るとともに、その利用者、地域住民その他の関係者との間で望ましい関係を構築するため、その活動についての情報発信及び広報の実施に努めるものとする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

2 博物館は、前項の業務を実施するに当たっては、インターネットの利用その他の方法により、一般公衆に広く認知されるような工夫に努めるものとする。

3 博物館は、第一項の業務を実施するに当たっては、当該博物館の特性を踏まえつつ、我が国の文化に対する国際的な評価やその所蔵する博物館資料についての多言語による情報提供に努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十一条 博物館は、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者が当該博物館を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーや車椅子の貸与、外国語による案内や解説等の作成及び頒布、インターネットの利用その他の方法による情報提供等のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、その特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究、文化芸術等に対する子供及び若者の関心と理解を深めるため、子供及び若者向けの案内や解説等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

3 博物館は、その特性を踏まえつつ、利用者や地域住民等の利便性の向上及び快適性の確保を図るため、物品販売や飲食等の利用者や地域住民等向けサービスの提供や、多様な会場利用を含む施設及び設備の活用促進に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十二条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、家庭及び地域社会との連携を図るものとし、その際、他の博物館等との効果的な連携及び協力により、活動の充実及び発展に努めるものとする。

2 博物館は、他の博物館等との連携及び協力により、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会的包摂に係る課題、人口減少、過疎化、高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題に、当該博物館やその所在する地域の特性に応じて取り組むよう努めるものとする。

(開館日等)

第十三条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たつ

〔号を加える。〕

二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。

三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

〔項を加える。〕

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

〔項を加える。〕

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

〔項を加える。〕

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たつ

ては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日、早朝又は夜間における開館、定期的な無料開館その他の方法により、当該博物館の持続的で健全な運営に留意しつつ、利用者の利用の拡大を図るよう努めるものとする。

（職員）

第十四条 法第四条第一項の規定に基づき博物館に置く館長については、博物館の経営及び当該博物館の事業に関する識見並びに基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な能力を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

2 博物館に、法第四条第三項の規定に基づき、基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な数の学芸員を置くとともに、当該博物館の事業に関する知識及び技能を有する者をもって充て、その雇用に安定に努めるものとする。

3 博物館に、法第四条第五項の規定に基づき、基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な数の学芸員補並びに事務及び技能的業務に従事する職員を置き、当該博物館の事業に関する知識及び技能を有する者をもって充て、その雇用の安定に努めるものとする。

4 博物館は、基本的運営方針に基づき、その事業を効率的かつ効果的に実施するため、各職員の専門的な能力が適切に培われるとともに、専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう努めるものとする。

5 博物館は、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方、人材養成の在り方、処遇の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備と業務の改善に努めるものとする。

6 博物館は、渉外、広報、デジタル化、資金調達、危機管理等の専門性を有する多様な人材及びこれらの人材や関係機関と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材を実情に応じて確保し、又は活用するよう努めるものとする。

（人材の養成及び研修）

第十五条 都道府県及び市町村の教育委員会は、域内の博物館の振興に向け、博物館の館長、学芸員、学芸員補その他の職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の実施に努めるものとする。

2 博物館は、その職員が様々な業務を行うことを考慮し、人材の養成及び研修を実施するとともに、国、都道府県若しくは市町村の教育委員会又は他の博物館等が主催する研修その他必要な研修、他の博物館等の職員との知見や技術の共有に資する相互の交流、学会や現地調査その他の調査研究活動等にその職員を積極的に参加させるよう努めるものとする。

3 博物館は、その職員に、当該博物館の事業に係る条約及び法令並びに当該博物館が自ら策定又は選択する倫理規程及び行動規範等を周知するよう努めるものとする。

4 博物館は、大学等と連携し、実習や見学等を希望する学芸員養成課程の学生を積極的に受け入れるなど、学芸員の養成に努めるものとする。

（施設及び設備）

第十六条 博物館は、その施設及び設備について博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十一条各号に掲げる基準を満たすとともに、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の活動の充実及び発展のために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

ては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

（職員）

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

「項を加える。」

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

（職員の研修）

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他の職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

（施設及び設備）

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

備考	表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	一	耐火、耐震、防虫、防菌、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備	二	研究室、実験室、工作室、図書室その他の利用者や地域住民等の学習活動及び創造的活動を促進するために必要な施設及び設備	三	地域住民等の博物館への日常的な来館も促進するよう、利用者間の交流や情報交換、自習等を行うために必要な施設及び設備	四	休憩用の部屋や椅子、物品販売施設、飲食施設その他の利用者や地域住民等が博物館における鑑賞及び利用の体験を充実するために必要な施設及び設備	五	音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備 「号を削る。」	六	コンピュータ、サーバ、インターネットの通信環境その他のその所蔵する博物館資料の電磁的記録を作成し、公開するために必要な施設及び設備	七	避難灯、防火壁その他の災害時に利用者及び職員の安全を確保し、博物館資料を保全するために必要な施設及び設備	八	自家発電装置、館外収蔵庫その他の大規模災害時ににおいてもその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備	2	博物館は、施設及び設備の整備及び更新に当たっては、環境負荷の軽減、長寿命化、老朽化への対応等に留意するものとする。	3	博物館は、他の博物館等と連携し、施設及び設備の共用や相互利用を図るなど、必要な施設及び設備を実情に応じて確保するよう努めるものとする。
		(危機管理等)																			
		第十七条	博物館は、事故、破壊、盗難、災害、感染症のまん延、情報漏えいその他非常の事態による被害を防止するため、博物館資料や当該博物館の立地、館種等の特性を考慮しつつ、危機管理に関する計画及び手引書の作成及び周知、関係機関と連携した研修及び訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるよう努めるものとする。																		
		2	博物館は、情報セキュリティ対策を講じるとともに、デジタルアーカイブを含む電磁的記録の作成及び公開、目録の共有、館外におけるデータの保存等による情報の保全に努めるものとする。																		
		3	博物館は、事故や災害等が発生した場合には、速やかな避難誘導を行うとともに、必要に応じて、入場制限や立入禁止等の措置をとるものとする。																		
		4	博物館は、大規模災害その他非常の事態が生じた場合には、当該博物館の規模及び特性を踏まえ、職員の派遣や資料の保全等、可能な範囲で被害を受けた他の博物館への支援及び協力に努めるものとする。																		
		「項を加える。」																			
		「号を加える。」																			
		「号を加える。」																			
		「号を加える。」																			
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号を加える。」																					
「号																					